

特別連載

法廷内手錠・腰縄問題に関する



法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム 副座長 川崎 真陽

法廷内の手錠・腰縄問題に関しては、弁護士、裁判官、戒護側でそれぞれ異なった見解があり、これらをうまく調整しながら、被告人の権利利益に合致する解決策が図られる必要があります。そこで、今回、元裁判官、元検察官らにお集まりいただき、法廷内における手錠・腰縄問題について、忌憚ない意見を伺い、その問題点や改善策を一緒に考えていくために覆面座談会を開催しました。前職の経験を踏まえた立場から、貴重なご意見をたくさんいただき、有意義な座談会となりました。

座談会
参加者の顔ぶれ

ウサギ 司会 弁護士(60期) ソウ 元裁判官・弁護士A(裁判官歴30年・他会所属)
パンダ 元裁判官・弁護士B(裁判官歴19年) ヒツジ 元検察官・弁護士C(検察官歴30年)
イノシシ 弁護士D(50期)

【座談会】

- 司会 大阪弁護士会の法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチームでは、「月刊大阪弁護士会」に隔月連載しており、今回はこの覆面座談会を企画しました。ざっくばらんに、ご意見をお聞かせ願えればと思います。

1. 法廷内手錠腰縄問題を知ったきっかけと、その感想

●司会 まずは、この問題を知ったきっかけと、その感想などを。

●元裁判官A 私が手錠・腰縄問題を本格的に意識したのは、平成29年12月1日に和歌山で近畿弁護士会連合会の「ストップ!法廷内の手錠・腰縄」と題したシンポジウムが行われたことがきっかけです。

30年間の裁判官のうち後半15年ぐらいは主に刑事裁判を扱っており、手錠・腰縄をされた被告人とは日常的に接触があったわけですが、根源的にさかのぼってこの問題について疑問を実は余り持たなかったものですから、近弁連のシンポジウムに参加して、かつ、実際に裁判で争われている事例もあるとお聞きするにつれて、やはりきちんと考え直さなければいけないのではないかと思った次第です。

●元検察官C 私は大阪弁護士会のある委員会で報告を聞き、初めて知りました。弁護人の立場として、被告人が「手錠をされたままでは法廷に出ない」と言っているのに弁護人だけ出るのには到底できないとしたのですが、それが過料処分されたという話を聞いて、これは弁護人として大変なことをやられたのだなという思いがしました。約30年検察官をやっております、手錠姿の被疑者・被告人を見なれていて、それがごく当たり前になっていたところで、それをきっかけに考

えるようになりました。

●元裁判官B この問題を意識したのは、手錠・腰縄をした姿を見られたくないということで、被告人が出廷を拒み、弁護人に過料が科された話を聞いたこと、さらにこのプロジェクトチームに参加するようになってからです。裁判官19年間のうち、刑事事件は初任明けと支部時代と合わせて8年ぐらいの経験です。

私も裁判官時代は、令状当番で勾留質問のときには手錠・腰縄をしている被疑者と面会しても疑問は感じませんでした。変な話、裁判官は自分は結構人権感覚にすぐれていると思っている人が大半で、私もそのような意識を持っていました。確かに法廷に入ってきたときに裁判官の目の前で手錠・腰縄をされているのは、無罪推定からすると、被告人の方は精神的にかなりしんどい部分があると思います。無罪事件も1件経験していますが、無罪にもかかわらず手錠・腰縄の姿を見られたということはかなり屈辱的だったかなと、この問題を知ってから考えるようになっていきます。

●弁護士D 弁護士になってから現在まで、刑事事件は常に1～2件は必ず受任しています。私がこの問題についてかかわったのは、4年前のある刑事弁護人の事件です。この弁護人に出された過料処分に対して異議申立てを求める弁護団に入ったのがきっかけです。

2. 初めて手錠・腰縄を見たときの印象など

●司会 初めて被告人が手錠・腰縄をされて入ってきた姿を見たときの感想とそれが裁判官、検察官、弁護士をやっている間に変わったのかという点についてお聞かせください。

●元裁判官A 被告人が手錠・腰縄姿で入廷して、法廷で解かれてという姿を初めて見たのは修習生のときです。私は昭和55年の修習ですが、実務修習に行つて法廷で初めてその姿を見て、確かにそのときのショックはかなり大きかった。当時は少し緊張したというか身構えたという感じだったと思います。ただ、それ

がだんだん慣れてきたというのも事実でして、その慣れというのは、私の場合、修習時代にもう起こっていたように思います。特に刑事裁判修習ではその姿が日常茶飯事ですし、裁判官になってからは、法壇の高いところから見ているというのも自分の意識の中でそういった慣れを進ませた大きな理由ではないかと思っています。

●元検察官C 私の場合は、修習生になる前に初めて刑事裁判を傍聴しているとき、開廷前に手錠をされた状態で連れてこられた被告人を見てびっくりした、そ



それが最初の印象です。テレビドラマとは違って、生の人間が目の前で手錠をされ連れてこられたのを見るとやはりショックでした。その後、修習生になって検察修習で身柄事件とか、また、検事になって身柄事件の公判で立会していると、手錠をされて被疑者・被告人が連れてこられるというのは当たり前のことになって、むしろ暴れないようにしているのだという感じを受けておりました。

●**司会** ショックだったというのは――

●**元検察官C** 頭の中では、悪い人は手錠をはめられるんだというのは分かるけれども、生きている人が手錠をはめられて出てきたということは、とりあえず生の人間に対してこんなことをするのかと、そういうショックですね。

●**元裁判官B** 私も最初は修習生のときです。指導担当の先生が人権意識が高く、接見をすごく大事にされ

ている方だったので、被疑者段階から結構面会していました。今までいろいろ話していたその人が、法廷で手錠をされた姿で来たというのが、親族でない私でさえ、違和感というか、はっと意識したと思います。裁判官になったときもその意識はすごく大事にしようと思っていて、勾留質問で腰縄をしていると必ず「腰縄は外してください」と言って、自分の中では非常に人権感覚にあふれている裁判官だと思っていたんですね。手錠・腰縄の姿を見てもそれで左右されるものではないと思っていたのですが、そこは今から思うと逆にちょっと問題があるのかなと思いました。最初の修習生のときに、はっと思ったそういう心が薄れてきているのかなということを感じました。

●**司会** 裁判官として人権感覚を持っている裁判官だと思っていたということですが、今弁護士になっていかがでしょうか。

●**元裁判官B** 今思うと、自分の中ではおかしいと思っていないところなので、修習生のときや裁判官になった後でも、手錠・腰縄が問題だよねという議論をしたことはあまりなかったと思います。

●**弁護士D** 初めて見たのは修習生のときです。ドアがあいて入ってきたときに手錠と腰縄がはめられていて、テレビでしか見たことがない姿がまさに目の前にあったことに対して非常にショックを受けたのを覚えています。その後、検察修習のときに修習生の部屋に白表紙の論文があったんです。それは、手錠をかけたままの取調べについて山下潔先生が全国アンケートをとってまとめられた論考でした。手錠をかけたままの取調べが違法だというのは頭では分かっているのですが、法廷内で手錠をかけられて審理をされようとしているその場面に直結しなかったのは、まさに自分の人権感覚が鈍かったのかなと思っています。

3. 法廷内での手錠・腰縄が持つ問題点

●**司会** これまでのところで、法廷内での手錠・腰縄に問題がありそうなことが分かりました。そこで、法廷内での手錠腰縄の問題点を簡潔に説明していただけますか。

●**弁護士D** 3つの問題があると考えています。

1つ目は、人権の問題です。手錠・腰縄の姿を人

目にさらされる。もちろん傍聴人もいます。中には家族や全く知らない学生がいることもあります。その人たちの目の前で手錠・腰縄の姿をさらされることは人権上かなり問題がある。

2つ目は、無罪推定の権利との関係です。国際人権条約の観点から、無罪推定は、権利と位置付けら



れています。罪を犯した人間であるかのような姿で手錠・腰縄で法廷に連れ出されるというのは、無罪を推定されるものとして取り扱われる権利の観点から非常に問題があります。

3つ目は、防御権の問題です。手錠・腰縄姿のまま人前に連れ出されることは、精神的にもかなり萎縮した状態でこれから審理を受けなければならない。つまり、被告人は十分な防御ができないのではないかという問題があると思います。

●**司会** それらの問題点について、裁判所では議論したことがあるのでしょうか。

●**元裁判官A** 裁判員裁判制度を導入する際に、被告人が入廷時に手錠・腰縄状態にあり、解錠され、さらに審理が終わった後に手錠・腰縄をされる姿を、裁判員の方々に見せていいのかという議論が裁判所内部でありました。それは、手錠・腰縄の姿が、裁判員＝一般市民から見れば有罪という心証形成を抱きやすいのではないかという議論で、避けたほうがいいという結論になりました。私の理解では、無罪推定は当然として、裁判官が裁判員の方にきちんと説明しなければいけない事柄だけれども、そういう説明をしても、現実には被告人が手錠・腰縄をされている状態を目の当たりにすれば、それだけで有罪方向の心証を抱きがちなのではないかという議論だったと思います。

その後、裁判長、裁判員、被告人の入り方、傍聴人の入退廷の順序等についてどうすべきなのか議論

がなされました。私が裁判員裁判を担当していたころは、毎回のように、訴訟指揮権あるいは法廷警察権の一環として裁判長が考えて実践されていました。この訴訟指揮権や法廷警察権は裁判長に委ねられている権限で、取扱いは事件によって当然変わってきてよいと思います。

●**司会** 被告人の人権の観点から取扱いを変えることについて深く議論したことはなかったと。

●**元裁判官A** そうですね。裁判員の方々に手錠・腰縄姿を見せたら、やはり有罪心証形成のきっかけになるおそれがある。それに対抗する利益としては、被告人が逃亡したり、法廷内で危害を加えるような事態が生じてからでは遅いので防止をする、その2つの利益をどうやって調和させるかという問題意識でした。

●**司会** 手錠・腰縄姿を見られることが人格権侵害に当たるかどうかは、どう考えられますか。

●**元裁判官A** シンポジウムなどで自分の認識が新たにされるまで、私はこれまであまりそういう観点からは考えなかった。法廷の中はいわば特殊な空間であって、人格権とか被告人の権利とか行動の自由とか諸々含めて、法廷の秩序の中で保障されている感覚がありました。ですので、そのような問題提起は、私自身にとっては意識に上っていませんでした。確かに逃亡のおそれや法廷で危害を生ずるとかという懸念がなければ、やはり人格権を保障するのは当たり前のことですので、原則としてそのような運用す

るのが本来的であるように私は思います。

●**司会** 無罪推定との関係で、裁判官からみた感覚や今現在弁護士になって変わったところがあれば、教えてください。

●**元裁判官A** 正直に申しますと、手錠・腰縄をされていても、裁判官であれば無罪になるものは無罪にするんじゃないでしょうか。問題は、被告人に対するアンケートにある「自分が手錠・腰縄をされている姿を裁判官に見られたらどうも有罪に見られてしまうのではないか」という懸念を被告人が抱くということだと思います。職業裁判官や検察官、弁護士がそれを見たからといって有罪方向に物事を考えてしまうとか、あるいは矛先が鈍るということは、正直なところ私は余り懸念していません。

●**司会** 今お話があったように、「裁判官に見られたら有罪と思われるのではないか」「罪を犯したと思われるのではないか」という回答が被告人アンケートで出ていますし、「言いたいことが言えなくなってしまう」と回答した方もいます。その点は防御権との関係になると思いますが、裁判官としてどのように考えますか。

●**元裁判官B** 僕も裁判官として意識したことはありません。今弁護士として考えると、被告人がそのような意識になるということは、対等じゃないというところがあります。しかし、裁判官としてはそれで無罪推定原則がないがしろにされることもないし、そのこと自体で防御権が制限されているかという、被告人の防御権が侵害されているということを前提に訴訟指揮している人は余りいないのではないかと思います。

●**司会** ただ、そういうアンケート結果が出ていることを実際裁判官に伝えて、今、申入活動もしているところですが、その点は裁判官に響くと考えていいでしょうか。

●**元裁判官B** それはそうですね。そういう意識を持っていなかったのが、被告人側からそういう声があるということは、これは配慮しなきゃいけないのではないかとはいって気づくということはあるのではないかと思います。自分は人権感覚にすぐれていると裁判官はみんな思っていますから、被告人の声を聞いた上で、自分の訴訟指揮の範囲内で何ができるの

かと考えていくことになっていくと思います。

●**司会** 人格権とか無罪推定の権利とか防御権の侵害に該当するのではないかという主張について、検察官なり勾留している側からはどういう感じ方になるのでしょうか。

●**元検察官C** まず、勾留制度は認められていて、勾留して押送・護送するときには逃亡を防ぐとか、暴行などのおそれがあるときには手錠とか捕縄を使うことができるかと法律上書いてあります。だから、手錠をして連れていくことはごく当然の制度としてある。それは認めなきゃいけない。そういう意味では、手錠をすること自体が許されないんだという議論は成り立たないと思います。だけど、それは拘束なので被告人・被疑者の権利を侵害しているのは確かなわけですが、必要以上に権利侵害しているのであれば許されないわけです。

どこまで手錠・腰縄をしていいのかというと、法廷であろうと一般の人が傍聴しているところに手錠をしたまま連れてこられるというのは、人格権の侵害ではないか。治療のための押送時に手錠姿を一般人に見られていたことが違法だとして損害賠償が認められた判例がありますが、それと同じではないか。公開の法廷だから傍聴人がいる前でも手錠姿で連れて行っていいんだ、というのはちょっとおかしいのではないかと思います。

裁判員裁判導入時には、要するに予断排除の観点から、靴や、ネクタイについて変更されましたが、それはそれで重要なことと思います。

●**弁護士D** 人格権というか、辱めを受けない権利からして、手錠・腰縄姿で法廷に出されているのは重大な人権問題だという意識が我々法曹界全体で欠落していたと思います。被告人からの視点が落ちていたのではないかとと思っています。では、これからこの制度を変えようとしていくときに、核心部分は人権問題に尽きるのではないかと考えています。

今の刑事収容施設法では、手錠・腰縄をするのは逃走のおそれがある場合など例外なのですが、それが現実には当然のように手錠・腰縄をしている。また、監獄法では「手錠及び腰縄」でしたが、今は「手錠又は腰縄」となっていて選択的です。

4. 逃亡・暴行のおそれとの関係

●元検察官C 刑事収容施設側からすると、一番嫌なのは逃走です。それでは、「おそれ」というのはどうなのか。具体的なおそれがない限り手錠をしちゃいけないということになるのか、具体的おそれというのはなかなかないですね。今だってほとんど抽象的なおそれだけで手錠・腰縄をされる状況ではないかと思います。



●弁護士D 審理開始から閉廷までは手錠・腰縄を外すじゃないですか。今問題になっているのは審理の前後ですね。その前後で人権に配慮して手錠・腰縄をしない時間がちょっと増えたからといって、それで大きく逃亡のおそれに差が生じるとは考えにく

5. 申入れ活動の進め方

●司会 では、どういう訴え方をすれば裁判官に響きやすいのでしょうか。

●元裁判官A これは先鋭的なことではなくて、今まで全然考慮不十分だったところを弁護士として考え直したんだ、本気でやっているんだ、場合によっては国賠までやりますよと、そこまで強い意思を示すことが大切だと思います。

問題点の整理としては、これは人権の問題であって、傍聴席との関係での重要性が大きいということに重点を置いて訴えて、傍聴席には手錠・腰縄姿を見えないように配慮するよう働きかける。

●司会 確かに傍聴人に見られるという観点はすごく裁判所に響くだろうと思います。最終的な着地点として私たちが目指しているのは、裁判官にも見られない取扱いです。運動の最終段階に至ったときに裁判所にどう言えば響きやすいか、という点でご意見はないでしょうか。

いです。

●元検察官C 開廷の前とか閉廷直後の時間的に狭い範囲であれば、それは全然反対するわけではないです。

●司会 抽象的なおそれの手錠・腰縄をしているのではとのことですが、人権的な観点と法律の条文を見ても、個別具体的なおそれが要るのではないかと私は考えています。例えばドイツでは、裁判所が拘置所に調査表みたいなものを送って、拘置所での態度とか素行をチェックして判断するときもあると伺っています。そういう個別具体的に判断できるような仕組みが今あるのか、将来つくることができるのかという観点ではいかがでしょうか。

●元検察官C 最終的には国民が、被疑者・被告人にどれだけ逃げられても許容するかという問題です。先日の受刑者逃亡^{※1}でも、島の人たちは怖がってかなり厳戒態勢でやっていたので、国民としてはやっぱりあっちゃいけないという反応です。そうすると、責任機関が、逃亡事例等を起こさないよう重い責務を負っていると思います。

※1 愛媛県今治市の松山刑務所から受刑者の男が脱走した事件。

●元裁判官B 被疑者・被告人の生の声を伝えるというのが一番ではないでしょうか。傍聴人だけではなくて裁判官にも見られたくないんだと。例えば、手錠・腰縄は無罪推定の心証を害するおそれがあることを理由にすると、裁判所としてはそんなことないよと蹴られると思います。

現段階で具体的にはパーテーションを使った方法があります。少年事件の裁判員裁判であれば裁判官からも見られないような形にもできるので、今の段階でもやろうと思えばできる状況にはあると思います。だから、裁判官にも見られたくないという被告人の気持ちをしっかりと分かってほしいという形での申入れの方が、よいですよ。

運動のやり方として、最初から大阪や東京でスタートするというのは結構しんどい部分があって、支部でやってみるのも一つだと思います。支部でできるという

ことは大きなところでもできるんじゃないかという意識があって、私は過疎地で、この支部でできることは全国どこでもできるだろうということで、自分の裁判所のやっていることをどンドンほかに広げたいと思ったことがありました。そのような感覚を持って弁護士会も活動してみるとおもしろいんじゃないかと思います。

●**司会** 確かに今まで申入れをして配慮をしていただいた裁判所は、京都と三重なので、地方からというのはそういうことなのかなと思いました。

●**元裁判官B** すごく大事なことだと思います。小さ

6. 拘置所の戒護権との関係について

●**司会** 問題になるのは拘置所との権限関係ですが、裁判官が入廷の仕方はこうしようと言ったら、拘置所はやってくれるでしょうか。

●**元裁判官A** 基本的には裁判は司法行政事務ではありませんので、法廷を運営する裁判長は訴訟指揮権、法廷警察権、いってみたら全権を握っていると思います。法廷の中で拘置所職員の戒護の権限は失われるわけではないですが、衝突した場合、優先するのは法廷警察権なり訴訟指揮権ではないかと私は思います。

●**元裁判官B** 法廷の枠の中でも裁判官の訴訟指揮で、何か起これば全部裁判官の責任として、具体的な現場でのやりとりはまさに裁判官その人の意識で全部できるのではないかと思います。

●**司会** 法廷の扉の外で手錠・腰縄を外して入ってきてくださいというのは、裁判官一人の決定とか考えでできると考えていいですか。

●**元裁判官B** そのところはぎりぎりいけるんじゃないかな。

●**元裁判官A** 私もそう思います。法廷に裁判長が入らなくても、解錠していただきと外から電話をかけて、書記官がそれを伝えて、拘置所職員に外させる、それから裁判長が入るという運用はできると思います。

●**弁護士D** 裁判所と拘置所との間で事前に連絡することはいいですか。

●**元裁判官B** 余りそんなこともしないんじゃないですか。

●**弁護士D** 裁判所にある拘置監は拘置所の管理下にあると思いますが、通路を歩いてエレベーターを上がって法廷に入廷する。法廷の外の裁判所の通路

なところでできたのに何で大阪はできないんですかと。いろいろなところで実績をつくっていくことが大事だと思うので、支部の裁判官と話してやってみるというのは、私は運動の広げ方としてはいいのではないかと思います。私の経験からすると、支部の一人裁判官は人事や行政的な点を含めてすごい権限を持っていて、自分の人権感覚をまさに現場で生かせるということで、じゃあちょっとやってみましょうかということも有り得るかなと思います。

は裁判所の施設管理が及びますね。施設管理については裁判所に権限があって、当該事件の公判前についても裁判所の権限が及んでいるというようにお考えなのでしょうか。

●**元裁判官A** 審理開廷が予定されているその近くに被告人と戒護職員がいる場合には、その裁判のために法廷に向かったり、退廷していくところですから、それは法廷審理を担当している裁判官の訴訟指揮権はもう消えているかも分かりませんが法廷警察権は及ぶと思います。ただ、そこから先もうエレベーターで降りたとなると、拘置監までの間は施設管理権の問題になって、所長の問題になると思います。法廷警察権が裁判所の中にいけば全部及んでいるものではないと思います。

●**元裁判官B** 確かにエレベーターに乗って降りてしまえばそこというのは、物理的な切り口として分かりやすい一つの考え方かなと思います。

●**司会** 解錠させる権限は拘置所と重複していると思いますが、でも、裁判官の命令のほうが優越するという形ですか。

●**元裁判官A** 法廷の中ではですね。

●**司会** 検察官は何か権限を持っているのですか。

●**元検察官C** 全然ないです。勾留状の執行は検察官の指揮で、刑の執行も検察官が指揮するわけですが、ただ刑の執行で言えば、刑務所に入った後どういう処遇をするかというのはまさに刑務所の権限になって、検察官があればこれ具体的な処遇のやり方とか作業の仕方を指揮は全然できないですから、それと同じで、勾留についても指揮はするけれども、勾留の具体的なやり方は拘置所の権限だと思います。

7. 代替手段について

●**司会** 逃走と暴力行為というのが一番怖いところで、それと人権や防御権なりとの関係の調整として弁護士会として提案している代替手段があります。

●**弁護士D** 1つ目は、通路内の法廷扉の直前で手錠・腰縄を外して入廷させる方法、これが一番厳格です。その次に緩いのは、法廷内に入れて、扉付近を逃げないような衝立か囲みみたいなものを作って、そこで手錠・腰縄を外してオープンな状態にするというものです。

●**司会** 拘置所側、あるいは裁判官は、これらの案を言われた場合、どのように考えますか。

●**元裁判官B** 僕は2つ目の衝立を立てて、裁判官が入って、見えないところで「では、解錠してください」と言うのであれば、自分の権限内かどうか、見ている中で行われていることだから責任を持てるかなと。外だと、もし何かあったらちょっとどうなるかなということは僕の感覚としてはあります。

●**弁護士D** そうしたら警備上、拘置所からの職員をもう一名増やさなあかんとか、外でやる場合には、裁判所の職員をそこに待機させるとか、今までと違うようなやり方で、逃走のおそれという点や人件費もかかったりそういう問題が起こるといふ反論はあります。拘置所職員は、入って傍聴席に誰がいるかを見て確認するようです。それが遮蔽があることによって確認できなくなると言っています。

●**元裁判官B** 少年の裁判員裁判の際には衝立をしますが、職員が増えていたような気がしません。それがどれだけ負担なのか、また調べてみたらいいかもしれませんね。遮蔽であれば、何かあったときには責任を取れるし、いろいろな指示もできることからすると、僕は現実的じゃないかと思っています。

●**元裁判官A** 遮蔽のことで法廷に入る前に手錠・腰縄を外すことの2つが問題になっていて、第一義的には後者ということですが、パーテーションを設けて法廷の中で解錠することの問題性は、被告人が手錠をさされている姿などを裁判官に見られたくないという気持ちからすれば、パーテーションに囲まれてその中で解かれる、そんなのは見られたも同然じゃないかと思うということではないでしょうか。

●**司会** 解錠している音は聞こえるわけですし、間接

的には裁判官は分かっているわけですから、次善の策でしかなくて、究極的には法廷に入る前には解いておくべきだと思います。

●**元裁判官A** パーテーションを設けて解くという方法では、被告人としては全く気持ちを理解してもらえていない弁護士やと思われるのと違うかな。私はそう思います。

●**元検察官C** 韓国は前室みたいな形で法廷に入る前に部屋がつくられています、日本でそれをやろうとすると、工事をする時間と費用等がある、すぐ実現というのは難しいかと思っています。だから、セカンドベストということになると思うんですが、そうすると法廷内の一角に遮蔽措置を設けて、裁判官からも傍聴席からも見えないようなところで解錠して、そこから傍聴人や裁判官の見えるところに連れていくというやり方のほうが現実的ではないかと思っています。

●**司会** 現実的をとるか、でも、元裁判官A弁護士の意見も私はもっともだと思います。自分が被告人だったら、遮蔽措置だと手錠・腰縄姿を見られているのと一緒にやんと思うと思います。被告人の気持ちに寄り添っていないというのはそうだろうと思いますけど、他方、現実問題として難しいですね。法廷の外で解錠するというのは裁判官として何が難しいんですか。

●**元裁判官B** 逃げられたり、拘置所職員に対して暴行があったりした場合どうかなと考えるんじゃないでしょうか。

●**元裁判官A** 法廷等の秩序維持に関する法律・規則があって、何かあったときに拘束をして、それで監置処分が付するかどうかを決めないといけないんです。審理を行うためにはある程度の秩序が保たれていないと、法廷で言いたい放題言われる程度の秩序の乱れはいいのですが、何かかなりのことになったときに、実際に見てもないし、聞こえてもいないようなところでどうするのかということは必ず起こってくると思うので、原則は裁判長が被告人の姿を見ていることが大事だというのは裁判所として当然ある発想だと思います。逃亡でほかの人に危害が及ばないといいのですが、及ぶことがあるんですね。逃亡より危害を加えようとした事例のほうがよほど問題性が大きいと思いますの

で、裁判長の危機管理というのは極めて大事です。強権的でも何でも、ほかの人に危害が及ばないようにしないといけなくて、無罪で拘束されている人もありますから、そんな人に対して何をするんだということもあり得るわけですが、そこは審理というものがある以上は仕方ないですね。

●**弁護士D** 裁判官としては、最初から被告人を見ておく必要はあるんですか。

●**元裁判官A** 被告人の近くにいないと判断ができないことも事実です。だから、物事の順番は、今問題となっている局面だけで言えばそれほど違いはないんですけども、審理

に責任を持つ裁判官がどこまでであれば適切に対応できるかという問題意識を裁判所からすると持つだろうということです。

●**弁護士D** ヨーロッパでは逃走よりむしろ危害を加えるほうを重点的に考えていました。例えば審理を受けているときに暴れないかとか誰かに危害を加えないかというのは、事前に拘置所と裁判所が連絡をとってやるらしいです。

●**元裁判官B** 扉から入ってくる前に解錠というのは



あるべき姿かもしれないけれども、そこで何か起こったことにどれだけ責任を持てるかというのが裁判官が一番悩むところだと思います。僕が裁判官をやっていたとしたら、パーテーションならやってもいいかなと思うけど、入ってくる前に解錠して、もしそこで何かあったときには全部責任を持てるのかと言われると、自分が指示できる状況じゃないところなので、そこをやるためにはもう一個しっかりと決心が必要になってくるかなと。あくまでも僕の感覚の問題です。

8. 今後の取組について

●**司会** 最後に、この問題の解決に向けた具体的な取組方法についてご意見をお願いいたします。

●**元裁判官A** やっぱり生の声を届けることが極めて大事で、被告人がどう思っていたのか、傍聴席の家族、特に子どもの声を、それを裁判官に伝えていくことが地道なようで非常にアピールできるのではないかと思います。

とりあえずは被疑者・被告人と傍聴席との問題ですね。これについては、裁判官に専権があるので、審理に応じて柔軟にやってくれなきゃ困りますよと申し入れていく。今回の被告人の場合はこれでは納得できないと言っているのだから審理は進みませんよ、弁護士はどこまでも戦いますよ、過料なんかには処すのはおかしいじゃないですか、違憲やないですかとやったらいいんじゃないですか。

●**元裁判官B** 裁判官をやっていて、直接当事者の方から声をもらおうとすごくうれしかったんです。一生懸

命やっただきあってありがとうございました、と言われて、それは自分の中で成功体験なわけです。裁判官が非常に柔軟に対応したので裁判官に対して萎縮することなくしっかりと話すことができた、となれば、裁判所としても本人が納得するような訴訟運営ができたプラスになって、じゃあもう一回やってみようかなとかなるだろうし、裁判官は転動しますから、これらの成功体験があれば他でもやってみようかと、裁判官自らが動くことだってあり得ます。

●**元検察官C** 地道にやらざるを得ないということと、長期的には裁判所の建物の建替えや改築の際に前室をつくることを訴えていく必要があるのではないかと思います。

●**司会** 本日は皆様にお集まりいただき、本当に貴重なお話が聞けて勉強になりました。ありがとうございました。今後ともよろしく願います。